

印紙税法の改正について

いつもお世話になっております。

このところ、増税に伴い身近な店でも価格表示が外税に変更され…じわじわと8%が近づいてきておりますね。4月に向けてその他の変更・改定のお知らせが続々と届いてまいります。

さて同じ平成26年4月1日に印紙税法の「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました！

記載された受取金額が

現在 → 3万円未満

平成26年4月1日以降に作成 → 5万円未満

のものについて非課税とされます。



「金銭又は有価証券の受取書」とは次のようなもののどす

- ◎ 領収証・領収書・受取書・レシート
- ◎ 請求書や納品書 (代金・相済・了などと記入したもの)
- ◎ お買上票 など (受領事実を証明する為に作成されたもの)

もし、必要のない文書に誤って収入印紙を貼った場合は所轄税務署長に原本を提示して下さい。原本がないと過誤納の事実が確認出来ないのをご注意ください。非課税範囲が大幅に拡大されたので印紙の準備も少し助かりますね♪

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。